

岩手県告示第390号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和8年7月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 294号	炭酸カルシウム肥料	コーラル苦土タンカル	アルカリ分 60.0 可溶性苦土 18.0 内く溶性苦土 14.0	肥料の品質の確保等に関する法律第3条第1項に規定する公定規格のとおり	宮城石灰工業株式会社	宮城県登米市中田町上沼字北桜場86番地	令和8年3月30日
岩手県第 296号	副産石灰肥料	三陸45（カキ殻有機石灰）	アルカリ分 45.0	肥料の品質の確保等に関する法律第3条第1項に規定する公定規格のとおり	株式会社北興物産	宮城県気仙沼市常楽148番地20	令和8年6月4日